

香川県報



第 39 号

平成 18 年

5月19日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則 （長寿社会対策課） 一

告 示

○有害図書 の指定 （青少年・男女共同参画課） 七

○平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共

済加入区の設定）の一部改正 （水産課） 八

○道路の位置指定 （建築課） 八

公 告

○土地改良事業の認可（二件） （土地改良課） 九

○土地改良事業の同意（二件） （ ” ” ） 九

○土地改良事業計画変更の同意 （ ” ” ） 九

○落札者等の公示 （技術企画課） 九

教育委員会公告

○平成十九年度香川県公立学校教員採用選考試験の実施

規 則

香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則をここに公布する。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十七号

香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）
第二条 令第十一条の二第一項の申請は、指定市町村事務受託法人指定申請書（第一号様式）により行うものとする。

2 法第二十四条の二第二項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に掲示するものとする。

（変更の届出等）

第三条 令第十一条の三第一項の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書（第二号様式）により、受託事務の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止（休止、再開）届出書（第三号様式）により、それぞれ行うものとする。

（市町等への情報提供）

第四条 知事は、法第二十四条の二第二項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があつたときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る事務所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

一 事務所の名称及び所在地

二 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 指定年月日

四 受託事務の種類

五 居宅サービス等の提供の有無

六 受託事務の開始年月日

七 事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八 運営規程

九 役員 の 氏 名、生年月日及び住所

十 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十一 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(公示)

第五条 令第十一条の六の規定による公示は、同条各号の措置に係る事務所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事務所の名称及び所在地
- 二 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 指定若しくは指定の取消しの年月日又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の期間
- 四 受託事務の種類
- 五 居宅サービス等の提供の有無

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

※受付番号

指定市町村事務受託法人指定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者所在地
名称
代表者氏名

㊟

介護保険法施行令第11条の2第1項の規定による指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

※事務所所在地市町番号

申 請 者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種類			法人所轄庁		
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 ー) (ビルの名称等)				
	指定を 受けよ うとす る事務 所	フリガナ 名称				
事務所の所在地		(郵便番号 ー) (ビルの名称等)				
事務所連絡先		電話番号			FAX番号	
受託事務の種類		介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務(照会等事務)				
受託事務の開始の予定年月日		介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務(要介護認定調査事務)				
既に指定(許可)を受けている事業等の種類		実施事業		既に指定(許可)を受けている事業等の 指定(許可)年月日		
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護					
	訪問入浴介護					
	訪問看護					
	訪問リハビリテーション					
	居宅療養管理指導					
	通所介護					
	通所リハビリテーション					
	短期入所生活介護					
	短期入所療養介護					
	特定施設入居者生活介護					
	福祉用具貸与					
	特定福祉用具販売					
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護					
	認知症対応型通所介護					
	小規模多機能型居宅介護					
	認知症対応型共同生活介護					
	地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						

居宅介護支援			
施設サービス	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護保険事業所番号			(既に指定又は許可を受けている場合)
医療機関コード等			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないでください。
 - 「法人の種類」欄は、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記載してください。
 - 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 - 「受託事務の種類」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に○を記載してください。
 - 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に○を記載してください。
 - 「既に指定（許可）を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保健施設として指定（許可）された年月日（介護保険法第71条第1項又は第72条第1項の規定に基づき指定があったものとみなされたときは保険医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定に基づき指定（許可）があったものとみなされたものについては「12年4月1日」）を記載してください。
 - 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。また、複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 - この申請書には、知事が別に定める書類を添付してください。
 - 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第3条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

指定内容を変更する事務所	名称
	所在地
受託事務の種類	
変更がある事項	変更の内容
1 事務所の名称	(変更前)
2 事務所の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6 定款又は寄附行為及びその登記事項証明書等 (当該指定に係る事務に関するものに限る。)	(変更後)
7 事務所の建物の構造、専用区画等	
8 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9 運営規程	
10 役員の氏名、生年月日及び住所	
11 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変更年月日	年 月 日

- 備考 1 該当項目番号を○で囲んでください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。
3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

㊟

次のとおり受託事務の廃止（休止、再開）をするので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する事務所	名称
	所在地
届 出 の 種 類	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止（廃止、再開）する年月日	年 月 日
休 止 ・ 廃 止 す る 理 由	
現に事務を受託している市町村に対する措置（休止・廃止した場合のみ）	
休 止 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日

- 備考 1 受託事務の再開に係る届出にあっては、当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

告 示

●香川県告示第四百三十号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
68	平成十八年五月十一日	コミック誌	マガジン・パン！ 5月号（通巻113号）	18385-05	㈱マガジン・マガジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
69		コミック誌	コミック June 4月号（VOL.48）	03843-04	〃	
70		雑誌	マガジン・ウナー・ウルフ スペシャル マガジン Wooooo！狼5月号増刊 （VOL.9）	08366-05	〃	
71		コミック誌	漫画 シャワー 5月号（通巻228号）	18399-5	㈱一水社	
72		雑誌	ハッスルEX コミック Mate 4月号増刊 （VOL.2）	13778-4	〃	
73		〃	Bejean 5月号（Vol.151）	17645-5	英知出版㈱	
74		〃	DVD MAGAZINE スペシャル！ ナマ録DVD Vol.3	61808-16	〃	
75		〃	海賊 NO.1 5月号（通巻150号）	02461-5	㈱竹書房	
76		コミック誌	愛の体験 愛の体験スペシャル クオース5/14 増刊号（通巻125号）	11586-5 /14	〃	

77	雑誌	GOKUH 5月号（No.178）	03797-05	㈱バウハウス
78	〃	Drピカソ 5月号（NO.134）	06635-05	〃
79	コミック誌	コミック DVD DOKAN エンタメ裏DVD 8時間5月号 増刊（VOL.08）	01944-05	曙出版㈱
80	雑誌	デジタルサイト入門 2	60214-03	インフォレスト㈱
81	〃	スーパー写真塾 5月号（通巻第311号）	15431-05	㈱コアマガジン
82	コミック誌	COMIC ポプリクラゾ 5月号（通巻121号）	13865-5	㈱晋遊社
83	〃	COMIC ノバズーカ 5月号（通巻112号）	13991-5	辰巳出版㈱
84	情報誌	オレンジ通信 5月号（No.292）	02189-5	㈱東京三世社
85	雑誌	爆写王 増刊パチスロ裏技最強テク 5月号（VOL.02）	03708-5	雄出版㈱
86	コミック誌	Muku！ クレーム5/5増刊（Vol.07）	03300-5	ワイレア出版㈱
87	雑誌	カルビPOWER 5月号（通巻145号）	02591-05	若生出版㈱
88	コミック誌	Chuッ 5月号（通巻100号）	06235-5	㈱ワニマガジン社

●香川県告示第四百三十一号

平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式ふぐ養殖業の表ふぐ第七二一加入区の項を次のように改める。

ふぐ第七二一加入区	区第八八七号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の中間点を点aとし(以下同じ)、点Bから基部へ四〇メートルのところを点bとし(以下同じ)、Aイ、イa、abの三直線と点bから点Aまでの最大高潮時海岸線に囲まれた区域
ふぐ第七一三加入区	区第八八七号漁業権の漁場の区域のうち、ba、aロ、ロBの三直線と点Bから点bまでの最大高潮時海岸線に囲まれた区域

小割り式ふぐ養殖業の表ふぐ第七五二加入区の項の次に次のように加える。

ふぐ第七五三加入区	区第八九〇号漁業権の漁場の区域
ふぐ第七五四加入区	区第八九四号漁業権の漁場の区域

●香川県告示第四百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第三号
 - 二 指定 年月日 平成十八年五月二日
 - 三 指定道路の位置 さぬき市長尾西字観音五四二―五
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル及び四・七六メートル
延長 三一・〇〇メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月五日認可した。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路新設事業) 野々池地区
〃	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 苗代池下地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業)在川窪地区)を行うことについて平成十八年五月八日認可した。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊市が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(区画整理事業) 穀川地区)を行うことについて平成十八年三月三十一日同意した。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、観音寺市が土地改良事業(元気な地域づくり交付金(基盤整備促進事業) 野々池大坪地区)を行うことについて平成十八年四月二十四日同意した。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する

同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊市が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業） 藤前地区）計画を変更することについて平成十八年三月三十一日同意した。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年五月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 平成十八年度香川県標準土木積算システム運用業務委託 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十八年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂七丁目一〇番二〇号
- 六 契約価格 三六、二四六、〇〇〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当
- 八 担当課 郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課 総務・技術企画グループ 電話番号 〇八七―八三二―二五一一

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第4号

平成19年度香川県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成18年5月19日

香 川 県 教 育 委 員 会

- 1 試験の目的
この試験は、平成19年度の香川県公立学校教員（教諭・養護教諭）の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものである。
- 2 試験を実施する校種等

校 種	種 別	教 科 ・ 科 目 等	採用予定数
市町立学校	小 学 校	「小」* 国語、社会、数学、理科、保健体育、家庭、英語**	60名程度
	中 学 校	「中」* 国語、社会、数学、理科、保健体育、家庭、英語**	60名程度
県立学校	高 等 学 校 (特殊教育諸学校) (高等部を含む。)	「高」 国語、地理歴史、数学、理科、保健体育、音楽、英語、農業、機械、電気・情報、商業、看護、福祉	25名程度
	特殊教育諸学校	「特小」 「特中」 「特自立」	小学校 中学校の教科科目及び音楽
市町立学校 県立学校	全 校 種	「養教」 養護教諭	10名程度

* 「小」と「中」に限って併願することができる。

** 中学校の音楽、美術、技術については本年度は実施しない。

3 応募資格

学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者であつて、次の(1)、(2)の選考区分ごとに掲げる条件のいずれにも該当するものであること。

なお、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師としての採用となる。

(1) 一般選考

ア 教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状を有する者又は平成19年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者

- ・ 「高」の機械、電気・情報に出願できる者は、高等学校の工業についての普通免許状を有する者（取得見込みの者を含む。以下同じ。）でなければならぬ。
- ・ 「特小」又は「特中」に出願できる者は、盲学校、聾学校又は養護学校の普通免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の普通免許状を有する者でなければならない。

・「特自立」に出願できる者は、盲学校、聾学校又は養護学校の自立活動の教諭の免許状を有する者でなければならぬ。

イ 昭和47年4月2日以降に生まれた者

(2) 特別選考

ア 次の①～④のいずれか一つに該当する者

- ① 中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の志願者のうち民間企業等（教育の事業を除く。）において通算3年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により出願する教科・科目等に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められかつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- ② 過去において本県又は他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭又は養護教諭の職にあつた者
- ③ 現に他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭又は養護教諭の職にある者
- ④ 現に本県立学校において10年以上実習助手の職（臨時又は非常勤の者を除く。）にある者

イ 教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状を有する者又は平成19年3月31日までに当該免許状を取得見込みの者。ただし、アのうち①に該当する者については、特別免許状授与の基礎資格を有する場合は、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても受験できるものとする。

ウ 昭和32年4月2日以降に生まれた者

4 選考試験
(1) 第1次選考試験

内 容	対 象		期 日	試 験 場**
	一般選考志願者	特別選考志願者		
総合教養 (教職教養を含む)	○	免除	平成18年7月22日(土) 及び7月23日(日)	県立高松高校 〔「小」「中」「養 教」志願者 〕
専 門 教 養	○*	○*	受付 8時 ～ 8時20分 試験 8時30分～17時	県立高松商業高校 〔「高」「特殊」志 願者。ただし、 「特小」志願者は、 (併願者を含む。)
筆記試験 特殊教育に関する専門教養	〔特殊〕志願者	同 左	ただし、23日(日)は「小」、 「特小」志願者のみ。 (併願者を含む。)	県立高松商業高校 〔「高」「特殊」志 願者。ただし、 「特小」志願者は、

実 技 試 験 面接試験 (集団面接)	該 当 者	同 左	平成18年7月24日(月) ～7月25日(火) のうちの指定された日時	23日(日)は高松高 校。
	○	○		県立高松工業高校

* 英語志願者のうち、実用英語技能検定(財)日本英語検定協会)1級合格者、TOEFL(国際教育交換協議会)580点(CBT 237点)以上又はTOEIC(国際ビジネスコミュニケーション協会)850点以上のいずれかの取得者については専門教養(英語)を免除する。(出願後の資格取得については認めない)

** 併願者の試験場は、特に指示されない限り、第1志望種別の試験場とする。

① 総合教養

社会人として身につけておくべき一般的知識・教養及び日本と国際社会との関わりや資源・環境問題など地球的視野に立つて行動していくための基本的な知識・教養・資質並びに教職教養についての基本的な知識を問う。

② 専門教養・実技試験

種 別	専門教養の内容	実 技 試 験	
		対 象	内 容
〔小〕及び〔特小〕	国語、社会、数学、理科の4教科	全 員	音楽、図画工作及び体育(水泳を含む。)
〔中〕及び〔特中〕	志願した教科・科目等に関するもの	保健体育 家 〔「特中」のみ〕 庭	専門教科・科目の実技
〔高〕	志願した教科・科目等に関するもの*	保健体育 福 祉	それぞれの専門教科・科目の実技
〔特自立〕	自立活動に関するもの		
〔養教〕	養護に関するもの		

* 地理歴史、理科については、教科に関する共通問題に加えて、地理歴史については世界史、日本史又は地理、理科については物理、化学、生物又は地学のいずれか一科目を選択して解答する

(2) 第2次選考試験（第1次選考試験合格者）

内 容	対 象		期 日	試 験 場
	一般選考志願者	特別選考志願者		
適 性 検 査	○	○	平成18年 8月23日(水) 受付 8時30分～8時50分 試験 8時50分～12時30分	県立高松工業高校
小 論 文	○	○		
模 擬 授 業	○	○	平成18年 8月24日(木) ～ 8月26日(土)	香川県教育センター (小)「中」「養教」志願者 香川県庁北館会議室 (高)「特殊」志願者
面 接 試 験* (個人面接)	○	○	のうちの指定された日時	

* 「中」「高」「特中」の英語志願者には「英語による面接」を併せて実施する。
なお、「英語による面接」は香川県教育センターで実施する。

5 出願手続

(1) 提出書類等

ア 教員採用願書、受験票・整理票、結果通知書（1次用）

これらはすべて香川県教育委員会所定の用紙を使用する。なお、結果通知書（1次用）には「小・中・養教」用と「高・特殊」用の別があるので、志望種別により、いずれか一方のみを切り取って提出すること。

イ 封筒2通

受験票及び結果通知書（1次用）郵送用。定形封筒<12cm×23.5cm>に50円切手を貼り、志願者の宛先及び郵便番号を明記したもの。

ウ 英語志願者のうち、実用英語技能検定（財団法人日本英語検定協会）1級合格者、TOEFL（国際教育交換協議会）580点（CBT 237点）以上又はTOEIC（国際ビジネスコミュニケーション協会）850点以上のいずれかの取得者は、実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の写しを出願時に提出すること。ただし、写しの提出者は、第1次選考試験の初日に原本を必ず持参すること。

エ 特別選考の①に該当する者は、出願する教科・科目等に関連した勤務経験についての内容を含む2,000字以内の自己アピールの作文（A4判の用紙を使用すること。）を出願時に提出すること。

特別選考の②に該当する者で、過去において他の都道府県・指定都市の公立学校の教諭又は養護教諭の職にあった者については、当該都道府県・指定都市の教育委員会の発行する履歴証明書を提出時に提出すること。

カ 身体に障害がある者の受験に当たっては、その障害の内容や程度に応じて、受験教室等について配慮するほか、試験内容の一部を免除することがあるので、希望する事項を願書に記入するとともに、事前に相談すること。

提出書類は自書すること。提出書類が不備などときは受け付けないので、十分注意すること。いったん提出した書類は返還しない。

(2) 提出先

ア 「小」、「中」又は「養教」志願者の場合

〒760—8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分行舎

イ 「高」又は「特殊」志願者の場合

〒760—8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分行舎

香川県教育委員会事務局義務教育課長 あて

(3) 受付期間

平成18年5月31日(水)から平成18年6月14日(水)まで

〔持参の場合の受付は、8:30～17:00とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。〕
送付（書留郵便等その他これに準ずる方法が望ましい。）の場合は、平成18年6月14日(水)までの消印（それに準ずるものを含む。）のあるものに限り受け付ける。送付する封筒の左下隅には、「小志願」、「中志願」、「高志願」、「特殊志願」、「養教志願」の別を必ず朱書すること。
なお、受験票は、7月上旬に発送する予定である。

6 選考結果の通知

(1) 第1次選考試験の合否については、平成18年8月上旬に受験者全員に通知する。また、合格者の校種・種別及び受験番号を県庁東館玄関前掲示板に掲示するとともに、

香川県教育委員会のホームページに掲載する予定である。

(2) 第2次選考試験の可否については、平成18年9月中旬に第2次選考試験の受験者全員に通知する。また、合格者の校種・種別及び受験番号を県庁東館玄関前掲示板に掲示するとともに、香川県教育委員会のホームページに掲載する予定である。

(3) 第1次選考試験及び第2次選考試験のそれぞれについて、希望する者のうち、不合格者に対して、選考結果の総合ランクに関する情報提供を行う。希望する者は、教員採用願書及び結果通知書の「情報提供希望」欄の「有」を○で囲むこと（希望しない者は、「無」を○で囲むこと。）。

なお、不合格者を対象とする選考結果の総合ランクは、第1次選考試験及び第2次選考試験のそれぞれについて、総合成績を合格者と比較した場合のランク（上位から順にA、B、Cの3区分）とする。

また、上記の、第1次選考試験不合格者及び第2次選考試験不合格者を対象とする選考結果の総合ランクについては、香川県個人情報保護条例第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることもできる。

7 給与及び勤務時間

(1) 初任給月額（平成18年4月1日現在）は、中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、190,500円（四年制大学新卒）である。また高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員で例示すれば190,500円（四年制大学新卒）である。

このほかに教職調整額、教員特別手当、期末手当及び勤勉手当が支給される。また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住宅手当等も支給される。

(2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日8時間である。ただし、職種によっては変則勤務をすることがある。